

## 11 河川・海岸・砂防

### (1) 河川

庄内管内には155本の河川、総延長にして793kmがあり、うち知事管理区間は154本、河川延長719kmである。

知事管理河川整備率については、最上川水系48%、赤川水系13%、二級水系が52%であり、これからも人と水との関わりの再構築を図る中「健康で豊かな生活環境と美しい自然環境が調和した、安全で安心して暮らせる県土づくり」に向け整備を推進する。

【表63】直轄河川の管理・改修状況（大臣管理、全県）（令和6年3月末現在）

区分	河川本数 (本) (※1)	河川延長 (km)	要改修 延長(※2) (km)	整備済 延長(※3) (km)	整備済 比率 (%)	所管
最上川上流	14	145.2	178.4	165.2	92.6	山形河川国道
最上川中流	7	101.4	87.9	64.5	73.5	新庄河川
最上川下流	4	37.2	59.8	59.8	100.0	酒田河川国道
最上川計	25	283.8	326.1	289.5	88.8	
赤川	3	37.5	61.5	55.8	90.9	酒田河川国道
荒川	-	-	-	-	-	羽越河川国道
計	28	321.3	387.6	345.3	89.1	

※1 最上川（上流・中流・下流）の河川数は、それぞれ本川を含む数値である。ダム工事・管理事務所所管分は除く

※2 要改修延長は左右岸合計の延長である。

※3 整備済延長とは完成堤防の左右岸合計延長のことであり、整備済延長は、暫定改修済み延長を含まない。

【表64】直轄河川管理・改修状況（大臣管理、庄内）（令和6年3月末現在）

区分	河川本数 (本) (※1)	河川延長 (km)	要改修 延長(※2) (km)	整備済 延長(※3) (km)	整備済 比率 (%)	所管
最上川下流	4	37.2	59.8	59.8	100.0	酒田河川国道
赤川	3	37.5	61.5	55.8	90.9	酒田河川国道
計	7	74.7	121.3	115.6	95.3	

※1 最上川（下流）の河川数は、本川を含む数値である。

※2 要改修延長は左右岸合計の延長である。

※3 整備済延長とは完成堤防の左右岸合計延長のことであり、整備済延長は、暫定改修済み延長を含まない。

【表 6 5】 県河川管理・改修状況（知事管理、全県）（令和 6 年 3 月末現在）

区 分	河川本数 (本)	指定区間 延長 (km)	要改修 延長(※1) (km)	整備済 延長(※2) (km)	整備済 比率 (%)
一級河川	495	2,549.8	1,586.7	688.2	43.4
二級河川	59	269.7	172.0	90.2	52.4
合 計	554	2,819.5	1,758.7	778.4	44.3

※1 要改修延長とは、知事管理区間延長から 2-7 区間、改修不要区間、砂防区間を除いたものである。

※2 整備済延長とは、60 分間雨量 40 mm 相当以上の完成または暫定の改修を行った延長である。

※3 河川延長は令和 6 年 6 月 1 日現在「山形県河川調書」による。

※4 要改修延長、整備済延長は、「令和 5 年度末河川現況調査（16 段階調査）（令和 6 年 3 月 31 日現在）」による。

【表 6 6】 県河川管理・改修状況（知事管理、庄内）（令和 6 年 3 月末現在）

区 分		河川本数 (本)	指定区間 延長 (km)	要改修 延長(※1) (km)	整備済 延長(※2) (km)	整備済 比率 (%)
一級河川	最上川水系	51	219.6	163.0	77.6	47.6
	赤川水系	44	229.3	119.9	15.1	12.6
	計	95	448.9	282.9	92.7	32.8
二級河川	月光川水系他	59	269.7	172.0	90.2	52.4
合 計		154	718.6	454.9	182.9	40.2

※1 要改修延長とは、知事管理区間延長から 2-7 区間、改修不要区間、砂防区間を除いたものである。

※2 整備済延長とは、60 分間雨量 40 mm 相当以上の完成または暫定の改修を行った延長である。

※3 河川延長は令和 6 年 6 月 1 日現在「山形県河川調書」による。

※4 要改修延長、整備済延長は、「令和 5 年度末河川現況調査（16 段階調査）（令和 6 年 3 月 31 日現在）」による。

## （2）海岸

山形県の海岸延長は約 135km であり、水管理・国土保全局 69km、港湾局 35km、水産庁 31km を各々が管理している。

平成 15 年 12 月に「庄内砂丘と松林に支えられた暮らしを守り、鳥海山を望む美しい景観を生かした賑わいのある海岸の創出にむけて」を目標に、「山形県沿岸海岸保全基本計画」を策定（平成 28 年 4 月変更）し、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう総合的な海岸の保全を推進する。

【表 6 7】 海岸管理延長（令和 6 年 3 月末現在）

区 分	海岸延長 (km)	保全区域指定延長 (km)	その他延長 (km)
国土交通省 水管理・国土保全局	68.8	49.1 (71.4%)	19.7
国土交通省 港湾局	34.8	10.6 (30.5%)	24.2
農林水産省 水産庁	31.0	12.3 (39.7%)	18.7
合 計	134.6	72.0 (53.5%)	62.6

### (3) 砂防

庄内管内は、土石流・地すべり・急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域が1,583箇所と多く、着実に事業を進めているものの、各区分において2～3割程度の整備率にとどまっている。土砂災害から県民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策の両面で総合的な土砂災害の対策を推進する。

【表68】砂防関係現況（令和7年3月末現在）

区分	法指定区域			整備率(%)	
	全県	庄内	指定区分	全県	庄内
土石流	2,049	547	砂防指定地（水系含み）	24.4	31.3
	2,200	693	土砂災害警戒区域等		
地すべり	100	18	地すべり防止区域	43.5	28.3
	757	184	土砂災害警戒区域等		
急傾斜地の崩壊	327	125	急傾斜地崩壊危険区域	19.8	23.7
	2,265	706	土砂災害警戒区域等		
合計	2,476	690	指定地・防止区域等		
	5,222	1,583	土砂災害警戒区域等		

※ 土砂災害警戒区域の整備率は全国的に集計ルールが決まっていないため、県独自の集計

※ 土砂災害警戒区域数は毎年度増減があるため、区分別の整備率も毎年度増減する。

### (4) ダム

庄内管内には県管理ダムが4箇所あり、堤体や貯水池周辺の安全を確保し、諸設備をいつでも機能しうる状態に保つための点検、整備、補修等の施設管理に関する業務と、洪水調節や利水補給等ダムの所期の目的を発揮させるための観測、制御、操作等の機能管理に関する業務を行っている。

【表69】県管理ダム一覧表

河川名	ダム名	目的	形式	堤高(m)	堤長(m)	堤体積(m <sup>3</sup> )	有効容量(千m <sup>3</sup> )	竣工年月
赤川	荒沢	治水・発電・流水機能維持	重力式C	63.0	195.5	156,000	30,870	S31.3
月光川	月光川	治水	重力式C ロックフィル	48.0	205.0	C 122,500 R 50,000	1,670	S54.3
温海川	温海川	治水・発電・流水機能維持	重力式C	60.0	167.0	135,000	4,400	S62.3
田沢川	田沢川	治水・水道・流水機能維持	重力式C	81.0	185.0	217,000	7,900	H14.3

※ Cはコンクリート、Rはロックフィル

【図22】山形県の主要河川図

